

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	装備品仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	電源器材用部品（その2）	4補LPS-G61002-3	
		作成	平成25年 8月 2日
		改正	令和 3年 3月 1日
			令和 6年 3月 1日
作成部隊等名	第4補給処		

1 一般事項

1.1 一般事項

この仕様書は、航空自衛隊で使用する電源器材用部品（以下，“部品”という。）の既製品の調達について規定する。部品の仕様は、**箇条3**に規定する事項を除き製造者の規定する仕様及び社内規格並びに商慣習（以下，“業者規格等”という。）による。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は、引用文書による。

1.2.1

電源器材用部品

発動発電機（航空機始（起）動用電源を除く。）、電動発電機、無停電電源装置、周波数変換装置及び配電盤

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、次の文書に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合は、法令等を除き、この仕様書に定める内容が優先する。

a) 仕様書

C&LPS-B99001 航空機用機器工具一般共通仕様書

C&LPS-Y00007 調達品等一般共通仕様書

品 名	電源器材用部品（その2）
-----	--------------

b) 法令等

IT 利用装備品等及び IT 利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）（装管調第 807 号令和 3 年 1 月 21 日）

2 品目・数量

この仕様書で調達する部品の物品番号，部品番号，品名，要求番号，単位，数量は，調達品目表（以下，“品目表”という。）に示す。

3 特別な要求

3.1 部品の表示

部品の表示は，C&LPS-Y00007 の 2.4 による。ただし，業者規格等に，銘板（材料及び塗料）及び加工方法の指定がある場合は，その指定による。

3.2 機能・性能

機能・性能は，当該部品番号に適合する製造会社の仕様及び社内規格による。また，部品は，IT 利用装備品等及び IT 利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）に基づき，情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止，暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。）が潜在すると契約の相手方が知り，又は知り得べきソースコード，プログラム，電子部品，機器等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更が行われてはならない。

なお，部品に対する適用については，品目表に示す。

3.3 包装

包装は，品目表で示す場合を除き，C&LPS-B99001 の 3.1 による。

3.4 その他の指示

3.4.1 提出書類

提出書類は，次による。

a) **類別原資料** 類別原資料は，品目表に示した場合に提出する。

なお，作成要領等は C&LPS-Y00007 の 4.1.1 による。

b) **特定化学物質等の資料** 契約の相手方は，部品に特定化学物質等が使用されている場合には，特定化学物質等の資料を提出する。

なお，作成要領等は，C&LPS-Y00007 の 4.1.3 による。

品 名	電源器材用部品（その2）
-----	--------------

c) **貴金属等管理資料** 契約の相手方は、部品に貴金属等が含まれている場合には、貴金属等管理資料を提出する。

なお、作成要領等は、C&LPS-Y00007の4.1.4による。

3.4.2 法令等の遵守

契約の相手方は、法令等を遵守する。

3.4.3 仕様書の疑義

契約の相手方は、仕様書の内容について疑義が生じた場合は、監督官等を通じて分任支出負担行為担当官（以下、“分支担当官”という。）に申し出る。

4 監督・検査

監督・検査は、分支担当官の定める監督及び検査実施要領による。